

国民年金保険料(以下「保険料」)を納めていない状態で、死亡や障がいなどの不慮の事態が発生すると、遺族基礎年金や障害基礎年金を受給できない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和8年度分(令和8年7月分から令和9年6月分まで)の保険料の免除・納付猶予の申請は7月1日から受付します。

また、申請は申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。受付は岐阜南年金事務所または役場住民課です。

申請に必要なもの

- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書(住民課窓口にあります)
- ・ マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・ 雇用保険被保険者離職票(離職した方)

マイナポータルからスマートフォンで電子申請ができます。対象となる手続きは、国民年金保険料の免除・納付猶予申請のほか、国民年金保険料学生納付特例申請、国民年金保険料の産前産後免除該当の届出、国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出、国民年金付加保険料の申出(辞退)などです。

事前にマイナポータルの利用者登録が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

☎岐阜南年金事務所 ☎273-6161 〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15 / 住民課 ☎388-1115



消防署

台風に対する備えについて

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



近年、8月から9月にかけての台風シーズンには、全国各地で記録的な大雨や暴風により河川の氾濫や土砂災害、浸水災害、停電など甚大な被害が発生しています。台風は、進路や勢力がある程度予測できる災害であり、日ごろからの備えと早めの行動により被害を軽減することが可能です。しかし、『まだ大丈夫』といった油断が避難の遅れにつながるケースも少なくありません。

そのためにも、次のことを注意して台風などの災害に備えましょう。

・非常用持出品の準備

食料や飲料水の備蓄(最低でも一人あたり3日分)、懐中電灯や携帯ラジオの点検、停電に備えたモバイルバッテリーの充電をしましょう。気がついた時には賞味期限が切れているということもあるので、1年に1回は家族で確認するようにしましょう。

・風で飛ばされやすい物の対策

家の周囲にある植木鉢や物干し竿、自転車など強風で飛んでしまうおそれがある物は、事前に固定または家の中へ移動させるなどの対策をしましょう。

また、窓ガラスの飛散防止対策や、雨戸・シャッターの点検も有効です。

・雨漏れの対策

台風前に外壁の点検を行い、破損箇所を発見した場合にはブルーシートや防水テープで補修することで雨漏れの発生を防ぐことができます。また、雨水の排水を妨げないよう排水口の清掃を行いましょう。

・避難場所や避難経路の確認

ハザードマップを活用して自宅周辺の危険箇所を把握して、家族間での連絡方法や集合場所を決めておくなど、日ごろからの話し合いも大切です。

台風の接近時には、防災行政無線やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて発表される気象情報や避難情報に十分注意し、不要不急の外出を控えてください。また、市町村から発令される避難情報の意味を理解し、警戒レベルに応じた適切な行動をとることが重要です。

危険を感じてからではなく、早めの避難行動を心がけ、一人ひとりの備えと適切な判断により、被害の軽減を図りましょう。

